

農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について（案）

- 1 現在の農産物検査においては、量目の検査は正味重量及び皆掛重量について行っているが、皆掛重量の検査は、廃止する。

農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）第 3 条には、「品位等検査に係る量目についての検査は、正味重量及び皆掛重量につき行う」と定めているが、「及び皆掛重量」を削除する。また、同規則別記様式に示す検査証明書の「皆掛重量」欄を削除する。

- ※ 農産物検査制度とは別に、検査証明書以外に当事者の判断で皆掛重量を記載することは可。

- 2 皆掛重量の検査の廃止は、令和 3 年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

ただし、包装容器の切り替えが必要となることから、改正規則の施行から 2 年間は、米袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合でも、農産物検査法第 13 条第 2 項の紛らわしい表示には該当させず、登録検査機関の責任を問わないこととする（この場合は、検査証明された皆掛重量ではなく、当事者の判断で記載された皆掛重量として取扱う。）。